

第5章 雑則（第39条・第40条）

【第39条（長崎県防災月間）関係】

（長崎県防災月間）

第39条 県民等の中に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災対策の一層の推進を図るため、長崎県防災月間を設ける。

2 長崎県防災月間は、7月1日から7月31日までとする。

【趣旨】

本条は、長崎県防災月間について定めたものである。

【解説】

- 1 長崎県防災月間を設けることにより、毎年7月に、県だけでなく、市町や民間も含めた各方面で、防災訓練の実施や講習会等各種イベントの開催、様々な広報媒体を活用しての防災知識の普及啓発等が行われることが期待される。
- 2 長崎県防災月間を毎年7月と定めた理由は、県内で多数の死者行方不明者を出した災害（諫早大水害、佐世保大水害、長崎大水害）がいずれも7月に発生していることにある。また、県内における近年の主な風水害を見ても、平成21年や平成11年には、7月に大雨で犠牲者が出ている。

諫早大水害（昭和32年7月25～26日）の概要

死者数	705名	床上浸水	10,755棟
行方不明者数	77名	床下浸水	19,809棟
負傷者	3,735名	道路損壊	1,551ヶ所
住家全壊	799棟	橋流失	730ヶ所
住家半壊	2,656棟	堤防決壊	765ヶ所
住家流失	501棟	山(崖)くずれ	1,970ヶ所

佐世保大水害（昭和42年7月9日）の概要

死者数	44名	床上浸水	7,299棟
行方不明者数	6名	床下浸水	13,772棟
負傷者	144名	道路損壊	353ヶ所
全壊家屋	246棟	橋梁流失	50ヶ所
半壊家屋	261棟	山がけ崩れ	652ヶ所

長崎大水害（昭和57年7月23日）の概要

死者数	294名	床上浸水	17,909棟
行方不明者数	5名	床下浸水	19,197棟
重傷者	16名	道路損壊	4,969ヶ所
軽傷者	789名	橋損壊	116ヶ所
全壊家屋	584棟	河川決壊	4,190ヶ所
半壊家屋	954棟	山崖くずれ	4,457ヶ所

平成11年7月23日の大雨による被害の概要

死者数	1名	床上浸水	47棟
家屋全壊・流失	1棟	床下浸水	106棟
家屋半壊・破損	1棟	山がけ崩れ	32ヶ所

平成21年7月24日から25日の大雨による被害の概要

死者数	1名	床上浸水	1棟
家屋一部損壊	1棟	床下浸水	21棟
落雷による火災	2ヶ所	がけ崩れ	48ヶ所

3 防災に関する記念日・週間・月間としては、政府が、大正12年9月1日に発生した関東大震災の教訓を忘れないために定めた「防災の日」（毎年9月1日）及び「防災週間」（毎年8月30日～9月5日）をはじめ、様々なものがある。

- ・防災とボランティア週間（1月15～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春季全国火災予防運動（3月1～7日）
- ・建築物防災週間（3月1～7日、8月30日～9月5日）
- ・消防記念日（3月7日）
- ・水防月間（5月）
- ・土砂災害防止月間（6月）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1～7日）
- ・道路防災週間（8月25～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・住宅防火・防災キャンペーン（9月）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・119番の日（11月9日）
- ・秋季全国火災予防運動（11月9～15日）

・雪崩防災週間（12月1～7日）

39-1 「防災の日」の創設について（昭和35年6月17日 閣議了解）

政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するため、「防災の日」を創設する。

「防災の日」は、毎年9月1日とし、この日を中心として、防災思想の普及、功労者の表彰、防災訓練等これにふさわしい行事を実情に即して実施する。

上記の行事は、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て行なうものとする。

【第40条（財政上の措置）関係】

（財政上の措置）

第40条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県の財政上の措置について定めたものである。

【解説】

1 「必要な財政上の措置」とは、第4章に規定している「県の基本的施策」に必要となる経費を確保することである。

なお、経費の確保に当たっては、県の収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲で行うこととなる。